

特定非営利活動法人ちえぶら
認定講師の登録・更新についての覚書

特定非営利活動法人ちえぶら認定講師の登録および更新について、認定事業者 特定非営利活動法人ちえぶら を「甲」とし、認定講師（更年期ライフデザインファシリテーター・更年期トータルケアインストラクター・生きがいデザインファシリテーター）を「乙」とし、両者の間に、次の通り覚書（以下、「本覚書」という）を締結する。

第1条 目的

【1】本覚書は、甲及び乙が、甲のミッションである「すべての人が自分らしい充実した日々を過ごせる社会」を目指して、更年期を迎える女性・男性の健康のサポートに資するために、相互に円滑に連携・協力して活動を進めるために締結する。

第2条 登録

認定資格の内容

「ちえぶら認定講師」とは、甲の指定する養成コースを修了し、試験に主催者が定める十分な基準を満たした成績で合格し、かつ本覚書に基づく養成コースで学んだ者で、甲のプログラムの使用資格を与えられている個人のことを指します。「ちえぶら認定講師」には、次のものが含まれます（ただし、これらに限定されません）。

更年期ライフデザインファシリテーター、更年期トータルケアインストラクター、生きがいデザインファシリテーター

【1】 合格通知

甲は、乙が筆記試験・実技試験を受験した後7日以内に、電磁的手法をもって可否の通知を提供し、合格の場合には乙に対して認定証を発行する。

【2】 登録申請

乙は甲からの合格通知を受け取り後に、甲が指定する登録手続きを行う。

【3】 登録期間

登録期間は覚書を締結した翌年の3月31日までとする。

第3条 更新

【1】 更新時期

甲は毎年4月に認定講師の更新の審査を行う。

【2】 更新手続き

乙が更新する場合は、甲の指定する更新申請フォームを記入したものを、乙は甲の指定する期日内に甲に対して送信し、指定の更新料を甲の指定する口座に指定する期日までに支払う。

【3】 認定期間

更新の場合、認定期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

【4】 呼称・プログラムの使用権

乙は認定資格更新によって甲の提供する取得済みの資格を証明され「ちえぶら認定講師」「更年期ライフデザインファシリテーター」「更年期トータルケアインストラクター」「生きがいデザインファシリテーター」という呼称、「女性ホルモンと心とカラダのトリセツ」「ちえぶら体操」などの教室名、および各プログラムの使用権を得る。

【5】 公式アイテムの使用権

乙は認定資格の更新によって、甲の定める公式ロゴマーク、公式レジュメ、公式名刺、公式パンフレットの使用権を得る。

【6】 資格解除

乙の意思により乙が更新を行わない場合は、事務局に連絡の上、資格解除申請フォームを事務局からの連絡があった日から14日以内に提出する。資格解除の場合においても、各講座の受講料や更新料について返金は一切しない。

【7】 資格解除後の手続き

乙は更新を行わない場合、「ちえぶら認定講師」「更年期ライフデザインファシリテーター」「更年期トータルケアインストラクター」という呼称、「女性ホルモンと心とカラダのトリセツ」「ちえぶら体操」などの教室名、および各プログラムの使用権、公式ロゴマーク、公式レジュメ、公式名刺、公式パ

ンプレットの使用权を喪失し、甲から指定された期日までに、乙の費用負担のもと、ホームページや印刷物からロゴマークや呼称をすみやかに削除する。

【8】活動再開

更新を行わなかった乙が、再度更新を希望する場合は、甲と協議の上、第3条規定の更新のための手続きを経て、活動を再開させることができる。

【9】休会制度

乙が病気療養やその他の事由で更新料の納入を休止する場合は、所定の手続きを行うことにより2年以内に限り休会することができる。なお、「その他の事由」とは、乙の登録所在地が、自然災害（地震・台風など）により罹災した場合など、乙からの申請により甲の理事会が一時休会制度の適用を認めた場合を指す。

【10】休会の解消

休会の解消は、乙が所定の更新料を納入し、甲から休会を解消された旨の連絡を受け取った時点からとなる。解消後の認定としての有効期限は、原則翌年の3月31日までとする。

第4条 プログラムの実施

【1】安全管理

乙はプログラムの実施にあたり、環境の整備、アナウンスなど、安全管理を万全に行う。乙が実施したものであるものにおいて、第三者又は甲に生じた損害については、乙が損害の一切を負担する。

【2】実施

乙は甲のプログラムの質を落とすことなく、「楽しくて 健康的で 役に立つ」をモットーに責任をもってレッスンを実施する。

【3】スキルの維持と向上

乙は認定取得後も、年に1度以上研修に参加、もしくはレポートを提出し、認定講師としての身体スキル、表現スキル、コミュニケーションスキルの向上に努める。

なお、乙のスキルに関して甲が疑念を持つ場合には、認定講師として甲の認める基準に達するまで、乙に対してスキルの向上を求めることができる。

第5条 知的財産権

【1】甲のプログラムやテキスト等の著作物等（ノウハウ等を含め、以下「本知的財産権」といいます。）に関する本知的財産権は甲に帰属し、乙が当団体の事前の承諾を得ずに、次に掲げる当該本知的財産権を侵害する行為及びこれらに類する行為を行うことを禁ずる。

- （1）本知的財産権等の内容を、適正な引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- （2）乙が甲の認定を解除した後に、本知的財産権等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

第6条 遵守事項

【1】 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- （1）健康に留意し、清潔感のある態度をもって誠実に行動すること。
- （2）甲、協力関係団体、プログラムの依頼者または主催者等、及び甲のスタッフ、甲の他の認定講師、並びに他の団体関係者等（以下、まとめて「甲または甲の利害関係人等」という。）を誹謗、中傷またはこれらの者らに不利益を与えるような事実の歪曲を行い、又は虚偽の事実を陳述し、若しくは流布したりしないこと。
- （3）甲または甲の利害関係人等の名誉、信用を傷つけないこと。
- （4）甲に在籍中及び認定解除後も、甲または甲の利害関係人等に関する機密及びその他の一切の情報を第三者に漏らさないこと。

- (5) 甲または甲の利害関係人等及び講座受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）、並びにこれらに類する不当な勧誘等を行わないこと

第7条 資格の解除

- 【1】 次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、甲は催告なしに直ちに、乙の資格認定を解除することができる。また、資格認定解除の場合においても、各講座の受講料や更新料について返金は一切しない。資格解除の場合、乙は第3条【7】を速やかに行うものとする。
- (1) 法令・公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
(2) 甲または甲の利害関係人等に対し、誹謗中傷をしたと甲が認める事実がある場合
(3) 甲の事業活動を妨害する等により甲の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第8条 行動規範

【1】 乙は認定取得後も、甲の認定講師として、自分自身の生き方に向き合い、人としての美しさを追求すること、また周囲への敬意を忘れず、仲間同士切磋琢磨し続け、知恵や工夫を持ち寄り、お互いの存在を認め尊重し合える関係を築くよう心がける。

第9条 有効期間

【1】 本覚書の有効期間は、締結を結んだ日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第10条 協議

【1】 本覚書の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、協議の上、円滑に解決を図るものとする。

甲の指定するフォームに乙が住所・氏名を記入・送信することで本覚書の締結の証とする。

甲（認定事業者）

住所 埼玉県戸田市本町4-4-6 TBC

名称 特定非営利活動法人ちえぶら

氏名 代表理事 永田京子

